

建設業許可の決算 変更届の手引き

事業年度終了後 **4か月以内**
に、必ず決算の変更届を提出
してください！

(建設業法第11条第2項)

令和7年2月
山形県

書面申請の場合は、正本1部・副本2部、計3部を管内の各総合支庁（14 ページ「問合せ先」）に郵送（書留又は簡易書留）又は提出してください。

電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>）で書類を作成してください。

なお、郵送の際は、副本返却用として、「レターパックプラス（宛名記載）」又は「返信用封筒（副本が入る大きさ・宛名記載・副本送付分の切手貼付）」を同封いただくようお願いいたします。

○ 様式の改正及び提出書類等

（参考）直近5か年の改正履歴

【令和4年6月改正点】

建設業法施行規則の一部改正により、一部の様式及び記載要領が変更になりました。

様式			変更箇所	
			様式	記載要領
工事経歴書	様式第二号	—	・3（1）① ・9	
貸借対照表	様式第十五号	法人	・「資産の部Ⅰ流動資産 繰延税金資産」及び「負債の部Ⅰ流動負債 繰延税金負債」の削除	・13
株主資本等変動計算書	様式第十七号	法人	・「新株式申込証拠金」欄の追加	—
注記表	様式第十七号の二	法人	・「4-2 会計上の見積り」及び「17-2 収益認識関係」の追加 ・「8(1)工事進行基準による完成工事高」の削除	—
損益計算書	様式第十九号	個人	・「注 工事進行基準による完成工事高」の削除	・8（削除）

【令和2年10月1日改正点】

- ・ **健康保険等の加入状況（様式第七号の三）**

<提出書類>

- ① 変更届出書(建設業許可事務ガイドライン別紙8)
- ② 工事経歴書 経営事項審査(以下「経審」という。)を受けない場合
→ 様式第二号
経審を受ける場合 → 様式第二号(消費税抜)
- ③ 直前の3年の各事業年度における工事施工金額
経審を受けない場合 → 様式第三号
経審を受ける場合 → 様式第三号(消費税抜)
- ④ 使用人数(様式第四号)…正本にのみ別紙3「役職員名簿」を添付
- ⑤ 令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号、変更があったとき)
- ⑥ 財務諸表 法人の場合 → 様式第十五号～第十七号の三及び事業報告書
個人の場合 → 様式第十八号～十九号
- ⑦ 納税証明書…正本にのみ原本を添付
知事許可 → 事業税(各総合支庁税務課)
※ 随時課税分があった場合は、一緒に提出してください。
- ⑧ 定款(任意様式、法人の場合で決算期や事業目的等の変更があったとき)
- ⑨ 健康保険等の加入状況(様式第七号の三、従業員数の増減により保険の加入状況に変更があったとき)

<行政書士による代理申請について>

申請書(届出書)には、申請者(委任者)と申請代理人(行政書士)とを連記し、代理申請を行う行政書士の職印を押印してください(行政書士法施行規則第9条第2項)。

※委任状は各申請(届出)ごとに作成してください。様式は任意ですが、次の事項を必須とします。

- ・申請者(委任者)及び申請代理人(行政書士)の住所又は所在地及び氏名又は名称等
- ・申請代理人の行政書士登録番号(行政書士証票の番号)
- ・委任内容(具体的に示すこと。)
- ・委任日(委任状の日付は申請日前3か月以内のものに限ります。)

記入上の注意

様式第二号「工事経歴書」（経審を受けない場合）

経審を受ける場合も、経審を受けない場合も様式第二号を使用します。

- ① 許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式、大工…）ごとに記入します。許可を受けていない建設工事の種類は「その他」として記入します。
なお、工事实績がない場合は、業種ごとに又は該当業種を1枚にまとめて『実績なし』として作成してください。
- ② 建設工事の種類ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記入します。
- ③ 工事は、注文者、元請・下請に関わらず、また軽微な工事であるか否かに関わらず、請負代金の大きい順に5件まで記入します（合計の7割を超えるところまで記入する必要はありません。また、5件未満で完工高の合計の7割を超えた場合は、可能な限り記入してください。）。
- ④ 工事は、「他○件」のように合算して記入してはいけません。
- ⑤ 工事は、分割して記入してはいけません。
- ⑥ 工事の請負代金の額は、財務諸表における消費税の扱い（税込方式・税抜方式）に合わせてます。税込方式で記入した場合は、様式の上部にある（税込・税抜）欄の「税込」に、税抜方式で記入した場合は、「税抜」に○を付けてください。免税のため税込方式で記入した場合は、「免税」と記載してください。

様式第二号「工事経歴書」(経審を受ける場合)

経審を受ける場合も、経審を受けない場合も様式第二号を使用します。

- ① 許可を受けている建設工事の種類 (土木一式、建築一式、大工…) ごとに記入します。許可を受けていない建設工事の種類は「その他」として記入します。
なお、工事実績がない場合は、業種ごとに又は該当業種を1枚にまとめて『実績なし』として作成してください。
- ② 建設工事の種類ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記入します。
- ③ 工事は、まず元請工事を、元請のみの完工高の合計の7割を超えるところまで請負代金の大きい順に記載します。ここで、完工高合計の7割を超えた場合は、下請工事は記載する必要がありません。
- ④ 元請工事の7割を超えるところまで記載した後、まだ記載していない元請工事か、下請工事を、全体の完工高合計の7割を超えるところまで記載します。
- ⑤ 下請工事は、金額の大きさに関わらず、必ず元請工事の下に記載します。
- ⑥ ただし、軽微な工事については、10件までとします。なお、軽微な工事とは、500万円未満(消費税込)の工事です。(建築一式の場合は、1,500万円未満又は延べ面積150平方メートル未満の木造住宅工事)
- ⑦ 工事は、「他〇件」のように合算して記入してはいけません。
- ⑧ 工事は、分割して記入してはいけません。
- ⑨ 工事の請負代金の額は、消費税は税抜方式・千円未満の端数切捨てで記入し、様式の上部の(税込・税抜)欄の「税抜」に〇を付けてください。ただし、消費税免税業者の場合は、税込方式となりますので御注意ください。その場合、「免税」と記載してください。
- ⑩ 工事の請負代金の額の「うち()」の列には、土木一式、とび土工、鋼構造物については、その内訳(それぞれ、PC、法面処理、鋼橋上部)を記入します。なお、PCとは、プレストレストコンクリートのことです。
- ⑪ 工事の配置技術者氏名(現場代理人ではなく主任技術者又は監理技術者を記入してください。)を記入します。
建設工事の種類に応じた実務経験や国家資格を有しない者は、配置技術者になることができません。また、経營業務管理責任者や営業所技術者等、同時期に他の工事現場専任技術者となっている者は、原則、「工事現場専任が義務付けられる工事」の配置技術者になることができません。
なお、「工事現場専任が義務付けられている工事」とは、元請・下請に関わらず4,500万円(建築一式では9,000万円)以上(消費税込)の公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な建設工事です。

- ⑫ 配置技術者で、当該工事に主任技術者を配置した場合は、「主任技術者」欄にチェックを入れてください。また、監理技術者を配置した場合は、「監理技術者」欄にチェックを入れてください。このとき、監理技術者としての資格を持っていても、監理技術者の配置の必要がない小規模な工事の場合は、「主任技術者」欄にチェックします。技術者の資格ではなく、あくまでも工事単位で判断することになります。なお、監理技術者の配置が必要な工事とは、「元請」工事で、下請に出す金額の合計が5,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）以上の工事です。
- ⑬ 完成工事の合計件数・合計金額を記入します。合計金額は、様式第三号の数値と一致します。

【工事の種類に御注意ください】

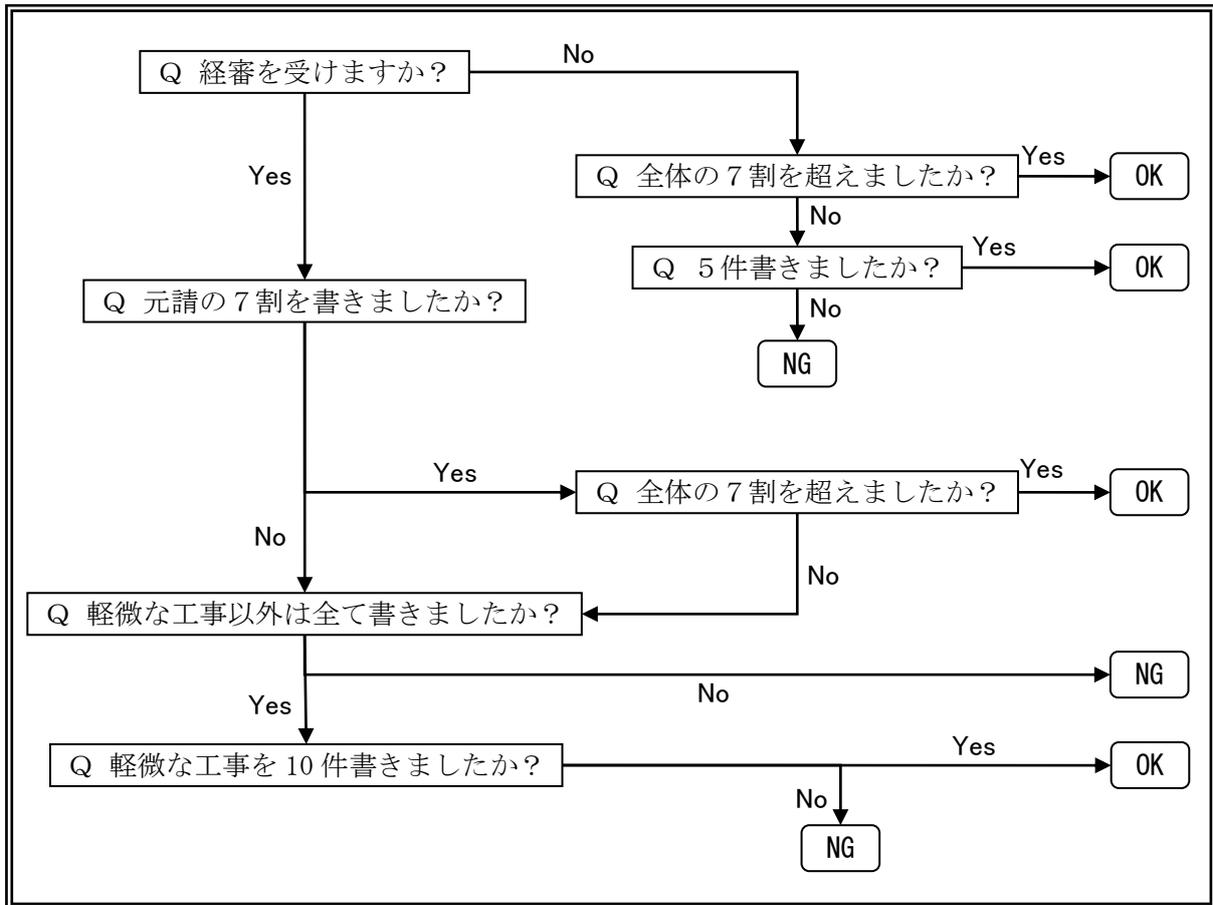
業種の判断は建設業法第2条別表等により行います。建設工事の種類が不適切な場合、虚偽記載とみなされる場合がありますので、業種と工事内容が合致しているか確認の上、記載してください。

※土木一式・建築一式は、原則として、元請業者の立場で「総合的な企画、指導、調整のもと」、土木工作物や建築物を建設する工事です。なんでも一式に分類すればいいというものではありませんので、御注意ください。

【除排雪等の役務部分を含む工事請負契約について】

除排雪は、建設請負工事ではなく兼業売上となります。特に、国道維持工事等で、工事と除排雪等の役務部分が一緒になった工事については、除排雪等の役務部分を除いて完工高に計上してください。

工事経歴書記載チェックフローチャート



例：○×建設の工事経歴書の記載例

業 種：とび・土工・コンクリート工事

決 算 期：平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月

施工実績：元 請	A 地区地すべり防止工事	200,000 千円
	B 川護床ブロック設置工事	120,000 千円
	市道 C 線防護柵設置工事	50,000 千円
	○○工事	45,000 千円
	●●工事	40,000 千円
	□□工事	35,000 千円
	■■工事	10,000 千円

元請小計 (7 件) 500,000 千円…①

下 請	○○ビル新築工事の内くい打ち工事	100,000 千円
	D 宅新築工事の内足場設置工事	70,000 千円
	◇◇工事	30,000 千円

下請小計 (3 件) 200,000 千円…②

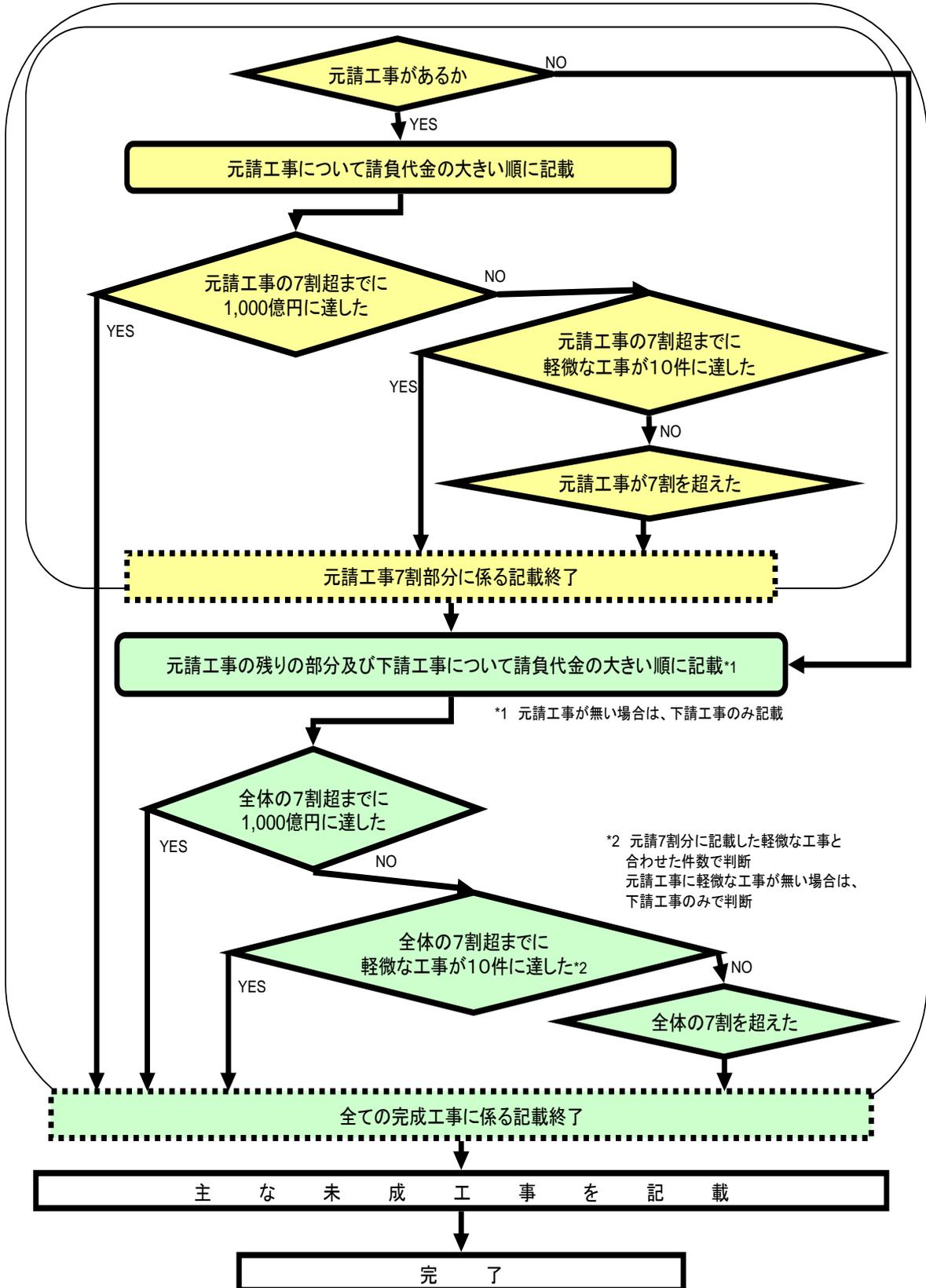
完工高合計 (10 件) 700,000 千円 = ① 元請 + ② 下請

上記のような場合は、8 ページのように記載します。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」

- ① 許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式、大工…）ごとに記入します。許可を受けていない建設工事の種類は「その他の建設工事の施工金額」として記入します。内訳業種（PC、法面処理、鋼橋上部）は記入しません。なお、PCとは、プレストレストコンクリートのことです。
- ② 建設工事の種類ごとに、「元請」「下請」に分けて記入します。
- ③ 元請は、「公共」「民間」に分けて記入します。
- ④ 直前の1年間の以外の事業年度についても、「許可に係る建設工事の施工金額」及び「その他の建設工事の施工金額」の「元請（公共・民間）」、「下請」、「計」を記入してください。
- ⑤ 完成工事（工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高）のみを記入します。完成工事が無い場合は、「0」と記入します。
- ⑥ 工事の請負代金の額は、財務諸表における消費税の扱い（税込方式・税抜方式）に合わせます。税抜方式で記入した場合、右上「税込・税抜・免税」欄の「税抜」に○をつけてください。税込方式で記入した場合は、「税込」に、免税のため税込方式で記入した場合は、「免税」に○を付けてください。なお、経審を受ける場合は、免税業者以外は、必ず税抜方式となります。
- ⑦ 完成工事の合計金額を記入します。合計金額は、損益計算書の完成工事高の数値と一致します。

【兼業売上等について】

剪定・消毒・雪囲・除雪・草刈・住宅の建売は、建設請負工事ではなく兼業売上となります。資産売却は、建設請負工事ではなく売却益となります。

また、自社物件建設工事（自分の会社の倉庫を建てた。兼業で経営している食堂を改築した、等）は完工高に含めることはできません。

【JVの完工高は…】

共同企業体（JV）の完工高は出資比率によることとされており、出資比率を超える部分は完工高に含めることはできません。

【工事経歴書と財務諸表の訂正について】

工事経歴書の審査で建設請負工事でないという指摘を受けると、工事経歴書はもちろん財務諸表の完成工事高も訂正しなければなりません。その場合、次のような処理をします。

（建設請負工事⇒兼業売上の場合） 完成工事高⇒兼業事業売上高

（建設請負工事⇒売却益の場合） 完成工事高⇒その他特別利益

様式第四号「使用人数」

- ① 当該事業年度の終了の日時点において建設業に従事している役職員の人数を営業所ごと記入します。兼業に従事している役職員は記入しません。
- ② 役員・職員を問わず、雇用期間の定めなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）を記入します。労務者（常用・臨時を問わず、肉体的な単純作業に従事するもので役職員でないもの。徒弟・見習工等）は記入しません。

「法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」とは、以下のとおりです。

法第7条第2号イ該当	学歴+実務経験3～5年
法第7条第2号ロ該当	実務経験10年
法第7条第2号ハ該当	1級・2級国家資格
法第15条第2号イ該当	1級国家資格
法第15条第2号ハ該当	大臣特認者

- ③ 「その他の技術関係使用人」とは、「法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」以外の技術関係役職員です。

別紙3「役職員名簿」

正本1部にのみ添付してください。

- ① 当該事業年度の終了の日時点において建設業に従事している役職員を記入します。兼業に従事している役職員は記入しません。
- ② 役員・職員を問わず、雇用期間の定めなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）を記入します。労務者（常用・臨時を問わず、肉体的な単純作業に従事するもので役職員でないもの。徒弟・見習工等。）は記入しません。
- ③ 「法7条2号該当区分者」とは、以下のとおりです。

法第7条第2号イ該当	学歴+実務経験3～5年
法第7条第2号ロ該当	実務経験10年
法第7条第2号ハ該当	1級・2級国家資格

- ④ 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当する場合、該当区分（イ・ロ・ハ）のうちの1つに○をつけます。イに○をつけた場合、備考欄に最終学歴を記入します。ハに○をつけた場合、備考欄に資格名を記入します。
- ⑤ 合計人数は、様式第四号の数値と一致します。

【個人情報の取扱いについて】

当該個人情報については、各総合支庁での確認資料として保管するのみであり、建設業法第13条に規定による公衆の閲覧に供することはありません。

様式第十五～十七号の三、様式第十八～十九号「財務諸表」

法人の場合…様式第十五～十七号の三

※ 様式第十七号の三「付属明細表」は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く株式会社のうち、下記のいずれかに該当する者が提出します。

I 資本金の額が1億円超であるもの

II 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上であるもの

個人の場合…様式第十八～十九号

- ① 経審を受けない場合、消費税の扱い（税込方式・税抜方式）は申請者が選択できません。税抜方式で記入した場合、様式第十七号の二「注記表」の「2 重要な会計方針（5）「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」欄に、「税抜方式」と記入します。税込方式で記入した場合は、「税込方式」と記入します。
- ② 経審を受ける場合、消費税抜きで記入し、「注記表」には「税抜方式」と記入してください。ただし、消費税免税業者は、売上及び仕入れとも「税込方式」で作成し、「免税につき税込処理」と記載します。

【流動資産（負債）・固定資産（負債）について】

「その他流動資産」「その他有形固定資産」「その他無形固定資産」「その他投資等」「その他流動負債」「その他固定負債」が、それぞれ「流動資産」「有形固定資産」「無形固定資産」「投資等」「流動負債」「固定負債」の10%以上となる場合は、その内容を示す適当な科目をもって記載してください。

【財務諸表は法定様式です】

様式第十五号～十九号は法定様式です。他の様式で既に作成している場合でも、転記していただく必要があります。特に様式第十七号の二「注記表」については、該当する部分だけでかまいませんので、記載してください。

【兼業売上の記載について】

個人で兼業売上有る場合で、兼業売上が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業売上高及び売上原価を別途記載してください。

③ 様式第十七号の二「注記表」で記載を要する注記は、下記のとおりとなります。

	株 式 会 社			持分会社
	会計 監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{ひら} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○…記載要、×…記載不要

○ 最後に

提出の前には、以下の点を再度ご確認ください。特に、経審を受ける場合、決算変更届に誤りがあると、経審の結果通知書の発行が遅くなる場合があります。また、結果通知書が発行された後に誤りが発覚した場合は、経審の受け直しとなる可能性があります（受け直しの際には、再度手数料が発生します！）

- ① 各様式の数字の縦計・横計は一致していますか？
（内訳を二重計算していませんか？）
- ② 各様式間の数字は一致していますか？
（「工事経歴書」、「直前3年の…工事施工金額」、「財務諸表」の損益計算書の完成工事高）
- ③ 完成工事高は、消費税の課税標準額と矛盾していませんか？
（通常、「完成工事高 ≤ 課税標準額」が成り立ちます。）

また、役員・資本金・住所・電話番号等に変更があり、変更届出書が未提出の場合は、併せて提出してください（次回からは、変更後、速やかに届け出てください。）。

問合せ先

管轄	担当公所係名・住所	電話番号
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8189 (直通)
西村山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8379 (直通)
北村山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1	0237-47-8654 (直通)
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1377 (直通)
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-26-6069 (直通)
西置賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-0085 長井市高野町2-3-1	0238-88-8223 (直通)
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5644 (直通)
その他	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2658・2402 (直通)